

## 登録船舶管理事業者の行う船舶管理に関する内容について

### ● 登録船舶管理事業者規程(平成30年国土交通省告示第466号)

#### (登録の申請)

第四条 前条第一項の登録を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出するものとする。

一～六 (略)

七 次に掲げる事項を記載した船舶の管理に係る規程(以下「船舶管理規程」という。)

イ 当該船舶管理の実施の方針に関する事項

ロ 当該船舶管理の実施並びに管理の体制及び方法に関する事項

ハ 船舶管理責任者及び船舶管理統括責任者の選任及び解任に関する事項

八 船舶管理責任者及び船舶管理統括責任者の氏名及び役職

九 船体、機関及び設備に関する船舶保守管理に係る計画

十 第一種登録船舶管理事業者の場合は、船員が船内で行う作業に係る危険の防止及び船内衛生の保持を図るための安全衛生基準

十一 第一種登録船舶管理事業者の場合は、運航を中止すべき気象及び海象の条件並びに発航中止の指示に関する事項について定めた運航実施基準

十二・十三 (略)

2 (略)

#### (遵守事項)

第八条 登録船舶管理事業者は、船舶管理業を行うに当たっては、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

一 船舶管理規程の継続的な見直しを行うこと。

二 労働安全衛生法(昭和四十七年法律第五十七号)の遵守のための留意事項の周知徹底を行うこと。

三 緊急事態に対処するための措置に関する要領を策定し、必要な訓練を実施すること。

四 事故に関する解析を行うこと。

五 船舶管理責任者を通じて、定期的に内部監査を実施すること。

六 船舶管理責任者を通じて、管理する船舶毎に船員の職務及び役職並びに責任の明確化を図ること。

七 船舶管理責任者を通じて、陸上要員(事業所において船舶管理に従事する者をいう。)を含む船員の雇用、教育及び配置を適正に行うこと。

八 第一種登録船舶管理事業者にあつては、安全管理及び運航管理に係る業務について、内航海運業者との連携の確保に努めること。

九 第一種登録船舶管理事業者にあつては、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律(昭和四十五年法律第百三十六号)の遵守のための留意事項の周知徹底を図ること。

十 第一種登録船舶管理事業者にあつては、荷役作業の手順及び安全確保に関する要領を策定し、船員に周知を行うこと。

● 内航船舶管理ガイドライン適合性評価チェックリスト項目(全 151 項目)

**船舶管理業務を実施する体制の整備** (73項目)

＜組織・ガバナンス＞

- ・ 船舶管理責任者、船舶管理統括責任者の任命(1.1.1,1.1.2)
- ・ 船舶管理方針・船舶管理規程の策定(1.2.1,1.2.2)
- ・ 役職と責任の明確化(1.2.3)
- ・ 陸上要員の採用・教育及び配置(1.2.4)
- ・ 組織内の円滑なコミュニケーションの確保(1.2.5)
- ・ 労働安全衛生法等の順守に関する留意事項の周知徹底(1.2.6) 等

＜事故防止・緊急対応＞

- ・ 安全教育の徹底、事故等の解析(1.3.1、1.3.2)
- ・ 緊急時対応処理要領の策定、緊急時対応訓練の実施(1.4.1、1.4.2) 等

＜PDCAサイクルの構築＞

- ・ 船舶管理規程の継続的な見直し(1.5.1)
- ・ 内部監査の実施(1.5.2)
- ・ 見直しの実施(1.5.3)
- ・ 変更内容の周知徹底(1.5.4)
- ・ 継続的な改善の実施(1.5.5)
- ・ 文書管理(1.5.6) 等

**船員配乗・雇用管理業務** (14項目)

- ・ 船員の採用・教育及び配乗(2.1.1)
- ・ 船長の指名(2.1.2)
- ・ 船員労働安全衛生基準の策定(2.1.3) 等

**船舶保守管理業務** (16項目)

- ・ 管理船舶の堪航性の確認(3.1.1)
- ・ 船舶保守管理計画の策定(3.1.2) 等

**船舶運航実施管理業務** (47項目)

- ・ 運航実施基準の策定、運航の可否判断(4.1.1、4.1.2)
- ・ 荷役当直要領・荷役作業安全確保要領の策定(4.1.3)
- ・ 環境汚染防止基準の策定(4.1.4)
- ・ 船舶管理責任者の監督・支援(4.2.1)
- ・ 船長の業務(4.2.2)
- ・ 船内業務実施状況の把握(4.2.3) 等

1.2 内航船舶管理ガイドライン適合性評価チェックリスト  
 《評価項目：船舶管理業務を実施する体制の整備》

No.	項番	項目	評価内容	評価対象	評価所見	評価結果
1	1.1.1	船舶管理責任者の任命	船舶管理責任者を任命しているか	経営者		
2			自社の船舶管理業務について委任する権限及び責務の内容を明示しているか			
		Step2	船舶管理責任者に任命すべき者の知識や経験等職能についてあらかじめ定め、それに見合った者を任命しているか。 船舶管理責任者は組織内において、その職責を全うできる地位にあるか。			
		Step3	船舶管理責任者の職務に関して適切に評価し、必要な教育、見直しを行っているか。			
3	1.1.2	船舶管理統括責任者の任命	2名以上の船舶管理責任者を任命した場合には、船舶管理統括責任者を任命しているか	経営者		
		Step2	船舶管理統括責任者に任命すべき者の知識や経験等職能についてあらかじめ定め、それに見合った者を任命しているか。			
		Step3	船舶管理統括責任者の職務に関して適切に評価し、必要な教育、見直しを行っているか。			

内航船舶管理ガイドライン適合性評価チェックリスト  
《評価項目：船舶管理業務を実施する体制の整備》

No.	項番	項目	評価内容	評価対象	評価所見	評価結果
4	1.1.3	船舶管理責任者 又は船舶管理統 括責任者不在時 の対応	職務を代行する者をあらかじめ指名しているか	船舶管理 責任者 又は 船舶管理 統括責任 者		
5			経営者に報告しているか			
6			1.2.3（４）に定める一覧表に明示しているか			
		Step2	職務代行者に任命すべき者の知識や経験等職能についてあらかじめ定め、それに見合った者を任命しているか。 職務代行者は組織内において、その職責を全うできる地位にあるか。			
		Step3	職務代行者の職務に関して適切に評価し、必要な教育、見直しを行っているか。			
7	1.2.1	船舶管理方針の 策定	以下の事項を記載した船舶管理方針を策定しているか	経営者		
8	記載 事項		基本的な方針に関する事項			
9			法令等の遵守に関する事項			
10			取り組みに関する事項			
11			顧客との関係構築に関する事項			
		Step2	管理会社の組織、管理業務の実情および顧客の要求に応じた内容となっているか			
		Step3	管理会社の組織内および顧客に対して周知され、理解されているか			

内航船舶管理ガイドライン適合性評価チェックリスト  
 《評価項目：船舶管理業務を実施する体制の整備》

No.	項番	項目	評価内容	評価対象	評価所見	評価結果	
12	1.2.2	船舶管理規程の 策定	船舶管理方針に基づいて船舶管理業務を安全かつ効率的に実施するための具体的な手順をおよび以下に示す内容を記載した船舶管理規程を策定しているか	会 社			
13			管理 体制		組織体制に関する事項		
14					勤務体制に関する事項		
15					経営者の責務に関する事項		
16					船舶管理統括責任者及び船舶管理責任者の権限及び責務に関する事項		
17			管理 方法		情報の伝達及び共有に関する事項		
18					内部監査に関する事項		
19					教育及び研修に関する事項		
20					管理船舶の所有者との連絡調整に関する事項		
21					管理船舶のオペレーターとの連携に関する事項		
22					文書の整備及び管理に関する事項		
23					船舶管理業務の実施及びその管理の方法の改善に関する事項		
24					船舶管理統括責任者の選任及び解任に関する事項		
25			船舶管理責任者の選任及び解任に関する事項				
			Step2		管理会社の組織および管理業務の実情の応じた実施可能な具体的手順を規定しているか		
	Step3	他の社内規程や安全管理規程などとの整合が図られ、業務に従事する要因に十分に周知されているか					

内航船舶管理ガイドライン適合性評価チェックリスト  
 《評価項目：船舶管理業務を実施する体制の整備》

No.	項番	項目	評価内容	評価対象	評価所見	評価結果
26	1.2.3	役職と責任の 明確化	管理船舶毎に各船員の職務と責任を明示した担当者一 覧表を作成しているか	船舶管理 責任者		
27			管理船舶及び事業所に保管しているか			
28			船員に対して周知徹底を図っているか			
29			船舶管理業務の実施及びその管理に従事する陸上要員 の職務と責任を明示した担当者一覧表を作成している か			
30			事業所に保管しているか			
31			陸上要員及び船員に対して周知しているか			
Step2			規定された職務および責任を全うできる知識、能力、 立場を有しているか			
Step3			職務に関して適切に評価し、必要な教育、見直しを行 っているか			
32	1.2.4	陸上要員の採 用、教育及び配 置	船舶管理業務を実施するために必要な陸上要員を採用 しているか	会 社		
33			陸上要員に対して、船舶管理方針、オーナーの定める 各種管理基準、海事関係法令その他輸送の安全を確保 するための教育を定期的実施しているか	船舶管理 責任者		
34			陸上要員の教育については、知識と経験を有する者を もって担当させているか			
35			船舶管理業務を実施するために陸上要員を適切に配置 し、担当者一覧表に基づいて各陸上要員に船舶管理業 務を実施させているか			
Step2			陸上要員および教育者の能力評価および教育の効果の 測定を実施しているか			
Step3			適時、適確な教育内容であること継続的に検証してい るか			

内航船舶管理ガイドライン適合性評価チェックリスト  
 《評価項目：船舶管理業務を実施する体制の整備》

No.	項番	項目	評価内容	評価対象	評価所見	評価結果
36	1.2.5	組織内の円滑なコミュニケーションの確保	船員と陸上要員の間で常に円滑なコミュニケーションが確保されるよう努めているか	船舶管理責任者		
37			船員と陸上要員の間で常時連絡を取り合うことのできる体制を構築して円滑なコミュニケーションが確保されるために必要となる通信装置その他の設備を設置・運営しているか			
38			担当する管理船舶を定期的に訪船することにより、当該船舶の船員との間でコミュニケーションをとっているか	陸上要員		
		Step2	船舶管理責任者は、海陸双方の要員が意思疎通を図り、その内容を理解していることを確実にしているか	船舶管理責任者		
		Step3	船舶管理責任者は、コミュニケーションの方法が適切であり、効果があることを継続的に検証しているか			
39	1.2.6	労働安全衛生法等の遵守に関する留意事項の周知徹底	船舶管理業務の実施に際して、労働安全衛生法等の遵守に関して留意すべき事項をあらかじめ文書にとりまとめ、陸上要員及び船員に対する周知徹底を図っているか	船舶管理責任者		
		Step2	管理会社の組織および管理業務の実情の応じた実施可能な具体的手順を規定しているか			
		Step3	他の社内規程や安全管理規程などとの整合が図られ、業務に従事する要因に十分に周知されているか			

内航船舶管理ガイドライン適合性評価チェックリスト  
 《評価項目：船舶管理業務を実施する体制の整備》

No.	項番	項目	評価内容	評価対象	評価所見	評価結果
40	1.3.1	安全教育の徹底	安全確保が最大の使命であることを深く認識し、当該認識が全ての社員に共有されるようにしているか	経営者		
41			1年に1回以上の頻度で、陸上要員を管理船舶に訪船させて安全教育を実施しているか	船舶管理責任者		
42			管理船舶に適用される安全管理規程、海事関係法令その他輸送の安全を確保するために必要な事項について行っているか			
43			管理船舶において安全教育を実施した場合、その概要を記録し、管理船舶及びに事業所内に2年間保管しているか			
		Step2	全要員に対して教育の効果の測定を実施しているか	経営者および船舶管理責任者		
		Step3	適時、適確な教育内容であること継続的に検証しているか			
44	1.3.2	事故等の解析	管理船舶において発生した事故及び各種トラブルの全てについて、応急措置及び復旧措置が終了後に速やかに再発防止のための調査及び原因分析を行い、再発防止策を講じているか	船舶管理責任者		
45	重大な事故に繋がる可能性のあった事象の発生が認められた場合には、船長に必ず報告させているか					
46	重大な事故に繋がる可能性のあった事象について調査及び原因分析を行い、再発防止策を講じているか					
47	調査及び原因分析の結果並びに再発防止策について、随時又は定期的な安全教育の機会に船員に周知しているか					
		Step2	ヒヤリ・ハット報告が行われやすい船内（社内）環境を整備しているか			
		Step3	事故原因の分析には、専門家の知見を得るなど経験を踏まえた妥当な内容となっているか			



内航船舶管理ガイドライン適合性評価チェックリスト  
 《評価項目：船舶管理業務を実施する体制の整備》

No.	項番	項目	評価内容	評価対象	評価所見	評価結果	
48	1.4.1	危機管理責任者の指定	危機管理責任者をあらかじめ指定しているか	経営者			
49			事業所内及び管理船舶内において周知しているか				
Step2			危機管理責任者に任命すべき者の知識や経験等職能についてあらかじめ定め、それに見合った者を任命しているか。 危機管理責任者は組織内において、その職責を全うできる地位にあるか。				
Step3			危機管理責任者の職務に関して適切に評価し、必要な教育、見直しを行っているか。				
50	1.4.2	緊急時対応処理要領の策定	管理船舶において重大な事故等が発生した場合に経営者、危機管理責任者、船舶管理統括責任者、当該管理船舶を担当する船舶管理責任者等関係者がとるべき措置を記載した緊急時対応処理要領を策定しているか	会社			
51			事業所内及び管理船舶内において周知しているか				
52			緊急時対応処理要領は、管理船舶について適用される安全管理規程と整合した内容となっているか				
53			重大な事故等が発生した場合に管理船舶の船員の円滑かつ効果的な対応ができるようにしているか				
54			基本原則		人命救助の最優先		
55					常に最悪の事態を想定した対応		
56					重大事故等への対応の他の全ての業務に対する優先		
57					管理船舶の船長と十分にコミュニケーションの形成とその判断の尊重		
58	陸上要員により講じられるあらゆる措置						

内航船舶管理ガイドライン適合性評価チェックリスト  
 《評価項目：船舶管理業務を実施する体制の整備》

No.	項番	項目	評価内容	評価対象	評価所見	評価結果
		Step2	管理会社の組織および管理業務の実情の応じた実施可能な具体的手順を規定しているか	会社		
		Step3	他の社内規程や安全管理規程などとの整合が図られ、業務に従事する要因に十分に周知されているか			
59	1.4.3	緊急時対応訓練の実施	船員法及び同法施行規則並びに管理船舶に適用される安全管理規程並びに緊急時対応処理要領に基づいて訓練を定期的実施しているか	船舶管理責任者及び船長		
60			管理船舶において緊急時対応訓練を実施した場合には、訓練の概要を航海日誌に記載しているか	船長		
		Step2	全要員に対して訓練の効果の測定を実施しているか	船舶管理責任者及び船長		
		Step3	適時、適確な訓練内容であること継続的に検証しているか			
61	1.5.1	船舶管理規程の継続的な見直し	船舶管理規程に対して定期的に評価を行い、評価結果に基づき見直しを行っているか	経営者		
62	1.5.2	内部監査の実施	事業所及び管理船舶を対象として、1年に1回以上の頻度で内部監査を実施しているか	船舶管理責任者		
63			重大事故が発生した場合には、応急措置及び復旧措置が終了次第すみやかに内部監査を実施しているか			
64			内部監査の結果を事業所内及び管理船舶内に周知しているか			
65	1.5.3	見直しの実施	内部監査の結果に基づき、船舶管理規程の見直しを行っているか	経営者及び船舶管理責任者		
66			海事関係法令の改正、事業所組織又は管理船舶の変更等が行われた場合には、必要に応じ遅滞なく見直しを実施しているか			

内航船舶管理ガイドライン適合性評価チェックリスト  
《評価項目：船舶管理業務を実施する体制の整備》

No.	項番	項目	評価内容	評価対象	評価所見	評価結果	
67	1.5.4	見直しに係る内容の周知徹底	船舶管理規程の見直しを行ったときは、その内容を事業所、管理船舶、オーナー及びオペレーターに周知徹底しているか	船舶管理責任者			
68	1.5.5	継続的な改善の実施	内部監査終了後又は事故若しくは重大な事故に繋がる可能性のあった事象の発生後にあつては、船舶管理規程の見直しについて検討を行っているか	船舶管理責任者			
Step2			内部監査員に対して必要な教育を行い、その職責を全うできる地位および権限を与えているか。	経営者			
69	1.5.6	文書管理	陸上要員及び船員が常に最新の船舶管理規程により船舶管理業務を行うために、船舶管理に関する文書に関して保管責任者を定めているか	船舶管理責任者			
70			管理船舶及び事業所において、いつでも最新版が使用できるように管理しているか				
Step2			保管責任者に任命すべき者の知識や経験等職能についてあらかじめ定め、それに見合った者を任命しているか。保管責任者は組織内において、その職責を全うできる地位にあるか。				
Step3			保管責任者の職務に関して適切に評価し、必要な教育、見直しを行っているか。				
71	1.6.1	書式	船舶管理契約を締結するときは船舶管理契約書を作成しているか	会社			
72	1.6.2	委託内容の記載に関する留意事項	船舶管理契約書を作成する場合には、委託内容において、「船員配乗・雇用管理」「船舶保守管理」「運航実施管理」の3項目の全てが含まれているか	船舶管理責任者			
73	1.7	保険の付保	事故等の発生に伴う賠償に備えることを目的として、オーナーと十分に協議した上で適切な保険を選択し、付保を行っているか	会社			

内航船舶管理ガイドライン適合性評価チェックリスト  
《評価項目：船員配乗・雇用管理業務の実施》

No.	項番	項目	評価内容	評価対象	評価所見	評価結果
74	2.1.1	船員の採用と教育と配乗	船舶管理業務を実施するために必要な船員を採用しているか	会社及び船舶管理責任者		
75			船員（派遣船員を含む）に対し、船舶管理規程、海事関係法令その他輸送の安全を確保するために必要な事項に関する教育を定期的に行っているか			
76			管理船舶に、海事関係法令に基づく必要な資格・能力及び身体適性を有する船員を配乗させているか			
		Step2	船員および教育者の能力評価および教育の効果の測定を実施しているか			
		Step3	適時、適確な教育内容であること継続的に検証しているか			
77	2.1.2	船長の指名	船長は管理船舶を指揮する能力を有しているか	船舶管理責任者		
78			船長は船舶管理会社の定める船舶管理方針及び船舶管理規程に精通しているか			
		Step2	船長に指名すべき者の知識や経験等職能についてあらかじめ定め、それに見合った者を指名しているか。			
		Step3	船長に関して適切に評価し、必要な教育、見直しを行っているか。			

内航船舶管理ガイドライン適合性評価チェックリスト  
《評価項目：船員配乗・雇用管理業務の実施》

No.	項番	項目	評価内容	評価対象	評価所見	評価結果
79	2.1.3	船員安全衛生基準の策定	船員法、船員労働安全衛生規則等に基づいて船員が行う船内作業による危害の防止及び船内衛生の保持を図るため、船員安全衛生基準を策定しているか	会社及び船舶管理責任者		
80			当該基準を管理船舶に備え付けているか			
81			船員へ周知徹底しているか			
Step2		管理会社の組織および管理業務の実情の応じた実施可能な具体的手順を規定しているか				
Step3		他の社内規程や安全管理規程などとの整合が図られ、業務に従事する要員に周知されているか				
82	2.2	基準・手順・体制の運用	実施業務			
83			船員の配乗管理と乗下船の手配			
84			船員の労務管理			
85			船員の労働災害等の処理			
86			船員の評価と人事考課			
87			上記に関わる記録の保管			
88	2.3.1	船長等の報告	業務の実施に関して、船舶管理規程、船員安全衛生基準等について見直すべき内容があると考えられる場合には、この旨を船舶管理責任者に報告しているか	船長及び陸上要員		
89	2.3.2	船舶管理責任者の対応	2.3.1の報告を受けた場合には、当該見直しの必要性について検討を行い、必要であると判断する場合には、見直しを行っているか	船舶管理責任者		
90			その内容を事業所、管理船舶、オーナー及びオペレーターに周知徹底しているか			

内航船舶管理ガイドライン適合性評価チェックリスト  
 《評価項目：船舶保守管理業務の実施》

No.	項番	項目	船舶評価内容	評価対象	評価所見	評価結果
91	3.1.1	管理船舶の堪航性の確認	全ての管理船舶の船体、機関及び設備の堪航性が関係法令に適合しているか	船舶管理責任者		
92	3.1.2	船舶保守管理計画の策定	管理船舶毎に船体、機関及び設備に関する船舶保守管理計画を策定しているか	船舶管理責任者		
93			船舶保守管理計画の策定に際し、管理船舶及びその搭載機器・設備に係る製造者の定める保守基準を考慮に入れているか			
		Step2	管理会社の組織および管理業務の実情の応じた実施可能な具体的計画を規定しているか			
		Step3	他の社内規程や安全管理規程などとの整合が図られ、業務に従事する要員に周知されているか			
94	3.2.1	船舶保守管理計画の実施	実施業務		機器類の状態に関する定期的な把握	船舶管理責任者
95				機器類の計画的保守管理を実施するための手配		
96				必要な検査、ドック等の計画、手配、監督		
97				管理船舶の現状と保守整備に関する船首への報告		
98				船員に対する技術的支援		

内航船舶管理ガイドライン適合性評価チェックリスト  
 《評価項目：船舶保守管理業務の実施》

No.	項番	項目	評価内容	評価対象	評価所見	評価結果
99	3.2.2	船舶保守管理業務の実施に関する記録及び報告	管理船舶毎の船体、機関及び船舶の保守管理状況について、文書で記録しているか	船舶管理責任者		
100			記録内容の概要を年2回以上の頻度でオーナーに報告しているか			
Step2			報告内容は真実が担保され、オーナーの要求事項を満足しているか			
101	3.2.3	機器類の計画的な保守管理に関する留意事項	機器類の計画的な保守管理に際し、当該機器類に係る保守管理の実績及び保守実務経験者の意見を考慮しながら、最も適切と判断される間隔で実施しているか	船舶管理責任者		
102	3.3.1	船長等の報告	業務の実施に関して、船舶管理規程、船舶保守管理計画等について見直すべき内容があると考えられる場合には、この旨を船舶管理責任者に報告しているか	船長及び陸上要員		
103	3.3.2	船舶管理責任者の対応	3.3.1の報告を受けた場合には、当該見直しの必要性について検討を行い、必要であると判断する場合には、見直しを行っているか	船舶管理責任者		
104			その内容を事業所、管理船舶、オーナー及びオペレーターに周知徹底しているか			

内航船舶管理ガイドライン適合性評価チェックリスト  
《評価項目：船舶保守管理業務の実施》

No.	項番	項目	評価内容	評価対象	評価所見	評価結果
105	4.1.1	運航実施基準の 策定	管理船舶毎に、当該管理船舶の運航についてオペレーターが定めた運航基準との整合性を確保しているか	会社及び 船舶管理 責任者		
106			管理船舶毎に配乗された船長及び船員が遵守すべき運航実施基準を策定しているか			
107			当該管理船舶の船長及び船員に周知徹底しているか			
		Step2	管理会社の組織および管理業務の実情の応じた実施可能な具体的基準を規定しているか			
		Step3	他の社内規程や安全管理規程などとの整合が図られ、業務に従事する要員に周知されているか			
108	4.1.2	運航の可否判断	船舶管理規程、運航実施基準、オペレーターが定めた運航基準及び航行に関係する全ての情報を総合的に考慮して、運航の可否判断を行っているか	船 長		
109			運航中においても、運航基準における気象・海象が運航中止の条件に達したと認めるとき又は達するとおそれがあると認めるときは、運航の中止を決定し、必要な措置を講じているか			
110			運航の中止を決定した場合には、速やかに船舶管理責任者及びオペレーターに報告しているか			
111			運航の可否判断が困難であると認めるときは、船舶管理責任者に助言を求めているか			



内航船舶管理ガイドライン適合性評価チェックリスト  
 《評価項目：船舶保守管理業務の実施》

No.	項番	項目	評価内容	評価対象	評価所見	評価結果
112	4.1.2	運航の可否判断	船長から助言を求められた場合には速やかに助言を行っているか	船舶管理責任者		
113			全ての管理船舶について、船舶管理規程、運航実施基準、オペレーターが定めた運航基準及び航行に関係する全ての情報を総合的に考慮して、運航の可否判断を行っているか			
114			運航を中止すべきと判断したにもかかわらず、当該管理船舶の船長から運航の中止に関する報告が行われていない場合又は運航の実施に関する報告を受けた場合には、船長に対して運航の中止を指示しているか			
115			運航の可否判断、運航の中止の決定、船舶管理責任者の助言・指示等について記録しているか	船長		
116	4.1.3	荷役当直要領・荷役作業安全確保要領の策定	荷役当直に関する手順、注意事項、荷役作業中に事故が発生した場合の対処方法などを記載した荷役当直要領を策定しているか	船舶管理責任者		
117			船長及び船員に周知徹底しているか			
118			荷役作業のための船内作業や荷役事業者の補助を行う場合には、その都度、荷役事業者との作業基準と整合性を確保しているか			
119			船員法及び船員労働安全衛生規則等の法令を遵守した作業手順や安全確保上重要な留意事項その他必要な情報を記載した荷役作業安全確保要領を策定しているか			

内航船舶管理ガイドライン適合性評価チェックリスト  
 《評価項目：船舶保守管理業務の実施》

No.	項番	項目	評価内容	評価対象	評価所見	評価結果
120	4.1.3	荷役当直要領・ 荷役作業安全 確保要領の 策定	当該船舶の船長及び船員に周知徹底しているか	船舶管理 責任者		
		Step2	管理会社の組織および管理業務の実情の応じた実施 可能な具体的要領を規定しているか			
		Step3	他の社内規程や安全管理規程、荷役業者が策定した規 程などとの整合が図られ、業務に従事する要員に周知 されているか			
121	4.1.4	環境汚染防止 基準の策定	海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律に基づき 管理船舶からの油の排出の禁止、船舶からの有害液体 物質等の排出の禁止、船舶からの排出物の排出の規 制、船舶からの排出ガスの放出の規制等を遵守するた め、これらに関する具体的な手順を記載した環境汚染 防止基準を策定しているか	会社及び 船舶管理 責任者		
122			管理船舶の船長及び船員に周知しているか			
		Step2	管理会社の組織および管理業務の実情の応じた実施 可能な具体的基準を規定しているか			
		Step3	他の社内規程や安全管理規程などとの整合が図られ、 業務に従事する要員に周知されているか			

内航船舶管理ガイドライン適合性評価チェックリスト  
《評価項目：船舶保守管理業務の実施》

No.	項番	項目	評価内容	評価対象	評価所見	評価結果	
123	4.2.1	船舶管理 責任者の 監督・支援	全ての管理船舶における船長の業務実施に対して監督しているか	船舶管理 責任者			
124			船長への 情報提供		気象及び海象に関する情報提供		
125					港内及び航路の状況に関する情報提供		
126					陸上施設の状況に関する情報		
127					水路通報、港長公示等の行政機関発出情報		
128					他の管理船舶の動向に関する情報		
129					船体・機関に関する船級協会やメーカー等の情報		
130					用船契約中の船舶の運航に関する内容についての情報		
131					オーナーの指示及び要望に関する情報		
132					付保されている保険の内容に関する情報		
133					その他航行の安全の確保のために必要と考えられる情報		
134			日常的に船長との意思疎通の円滑化・充実を図っているか				
135			船長に対してその業務執行に関する助言を行っているか				
136			船長から臨時寄港を行う旨の報告を受けた場合には、速やかに当該寄港先における使用岸壁の確保等必要な手配を行っているか				

内航船舶管理ガイドライン適合性評価チェックリスト  
《評価項目：船舶保守管理業務の実施》

No.	項番	項目	評価内容	評価対象	評価所見	評価結果
137	4.2.2	船長の業務	海事関係法令、船舶管理規程、運航実施基準、オペレーターが定めた運航基準等に従って、船員を指揮監督し管理船舶の船内における全ての業務を統括し、安全運航の確保を図っているか	船長		
138			船舶管理責任者及びオペレーターに対し、管理船舶が出港する前及び入港した後には速やかに報告を行っているか			
139			運航中における気象・海象に関する情報及び管理船舶・水路等に関する情報を定期的に報告しているか			
140			以下の場合には、船舶管理責任者及びオペレーターに対し、速やかに報告を行っているか <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 緊急時対応処理要領に定める事故等の発生</li> <li>・ 船体、機関、設備等のいずれかが修理又は整備を必要とする状況の発生</li> <li>・ 船員の健康上等の理由による運航実務遂行の困難な状況の発生</li> </ul>			
141			必要に応じ、対処方法について船舶管理責任者の指示又は助言を求めているか			
142			管理船舶の機関日誌及び保守整備計画に基づく点検を原則として毎日1回以上船員に実施させているか (発航前検査を実施した事項については、出港の当日の点検を省略することができる)			
143			点検において異常等を発見し、安全運航の確保に支障が生ずると判断したときは、直ちにその概要を船舶管理責任者及びオペレーターに報告しているか			
144			修復・整備の措置を講じているか			

内航船舶管理ガイドライン適合性評価チェックリスト  
 《評価項目：船舶保守管理業務の実施》

No.	項番	項目	評価内容	評価対象	評価所見	評価結果
145	4.2.3	船内業務実施状況等の把握	状況把握	船員による船内業務の実施状況及び実施能力	船舶管理責任者	
146				管理船舶及びその設備・機器の保守管理状況		
147				船内におけるコミュニケーションの状況		
148				その他管理船舶の適正な船舶運航実施管理のために必要な事項		
149	4.3.1	船長等の報告	当該業務の実施に関して、船舶管理規程、運航実施基準等について見直すべき内容があると考えられる場合には、この旨を船舶管理責任者に報告しているか	船長及び陸上要員		
150	4.3.2	船舶管理責任者の対応	4.3.1の報告を受けた場合には、当該見直しの必要性について検討を行い、必要であると判断する場合には、見直しを行っているか	船舶管理責任者		
151			その内容を事業所、管理船舶、オーナー及びオペレーターに周知徹底しているか			